

新たな「食料・農業・農村基本計画」に対する提言

我々は「ビジョン」の中で、日本農業法人協会の使命を「いかなる平和な国際社会が到来しようとも、人間の生命維持の根源である食料の供給にはリスクが存在する。我々農業法人は、日本にとって豊かな食と農のあり方を探求する責務を負う」と謳っている。

この使命を果たすべく、私たち農業法人は時代を切り拓いていくパイオニアとして、互いに切磋琢磨し、農業を魅力ある産業として再構築するとともに、併せて農村社会を守ることは都市も含め国の安定に寄与するものであり、主張すべきは主張し、取るべき責任はしっかりと取って、再生産可能な農業経営を確立していく必要がある。

そのため、我々農業法人は、現場で農業を担う者の立場から以下のとおり提言する。本提言が政府で進めている新しい基本計画策定に反映されることを求める。

1 食料の安定供給の確保

昨年来のバイオ燃料ブーム、新興経済国の台頭、途上国の人口増加などを背景とする穀物相場高騰は、世界的な食料争奪、さらに農地争奪戦を引き起こし、かねてから懸念されていた「食料危機」が、まさに現実のものとなりかねない状況を見せ始めている。このことは、欧米各国同様に国内農産物生産を振興し、平時から不測の事態に備えておく必要があることを明白にした。

そのためには、目指すべき食料自給率（カロリーベース）は50%ではなく、100%を目指すうえでの第一ステップとして、主要先進国の中で低位グループにありつつも、牛肉、乳製品等主要農畜産物を含めそのうち上位にある60%水準を目指すべきである。

しかしながら、国内の農産物は、未だに販売者のニーズに基づき値下げ競争にさらされており、消費者もそれを求める傾向が強くなって

いる。その結果、農家は再生産可能な価格で生産物を販売できず、このことが農業の衰退の原因となっている。結果として、このような現状では国内食料供給の安定確保は困難である。

国内食料供給の安定確保のために、生産者は自助努力で低コスト化に取り組まなければならないが、生産者では解決が難しい事柄、すなわち、気象・土壌といった生産条件はもちろんのこと、諸外国の生産、コストも諸外国との比較において歴然とした格差に基づく事柄が存在する。そのため、諸外国と競争できるレベルでの低コスト生産が可能になることは考えられない。これらを解消するためには、水田・畑作経営だけでなく、野菜や果樹、畜産経営についても、安定生産を維持できる経営安定対策を図るべきである。

さらには、消費者目線に立って消費者に対しても、単に国産農産物の消費を促すだけではなく、どうすれば生産者が持続可能な農業を構築できるか、そして、どうすれば消費者が安定供給を受け適正な価格で食べ続けることが出来るかを農業者・消費者の双方が考え理解しあう必要がある。

また、消費者目線に立てば、現在産地表示が義務付けられていない少量生産作物についても産地表示の義務付けを行うべきである。

2 育成すべき農業経営体の一層の明確化（政策対象の明確化）

農業者の急速な高齢化の進展など、農業就業者の実態を踏まえ、専業的かつ意欲的に農業に取り組む経営体である農業法人等を政策的支援の対象として明確化し、自己資本の蓄積など経営体質の増強を柱とした施策を講ずることが重要である。

(1) 法人化の推進と担い手育成に対する支援

農業就業者の高齢化等により、農業者の減少は避けることができない情勢にある。一方、多くの農業法人が生産をベースとし、販売、加工、流通、観光など経営多角化（いわゆる6次産業化）に取り組み、地域農業の活性化にも貢献している。事業の展開に当たっては、地域の内外から人材を雇用し農業就業者の受け皿となり、また、土地利用

型農業においては地域の農地管理に重要な役割を担っている。

これまで以上に農業経営の法人化を推進し、担い手を育成する観点からその経営の発展と事業の展開をサポートする政策を強化すべきである。

(2) 担い手の明確化と政策的支援

現在の基本計画では、「担い手」の明確化のための具体的仕組みとして、認定農業者制度を活用・推進することとしている。しかしながら、認定基準も市町村によってバラツキがあり、地域によっては、「担い手」を特定し施策を集中させ自立経営体を育成するという農業政策から乖離し、地域振興政策が優先される状況にある。

これを解消するためには「担い手」の要件等について制度間、或いは自治体間で統一性或いは整合性を持たせることが必要である。その「担い手」の要件としては、経営収支を明らかにできることや、ヒアリングや面接などにより「経営と人」を評価できる仕組みを取り入れることで、一層の施策対象の明確化とその効果が期待できる。

また同時に、例えば専門的な経営体を国からの直接の事業実施主体にするなど、「政策ルート」の見直し・多様化をより一層推進し、施策が効果的に活用される仕組みにする必要がある。

加えて、大都市部等の農業経営者を支援するために、現在基本構想が策定されてないことから、農業経営改善計画を認定できない市町村において、要件をクリアすれば、その農業者が政策支援を受けられるような体制が必要である。

3 戸別所得補償制度の創設に当たって

(1) 米戸別所得補償制度

平成 23 年度からの本格実施に当たっては、意欲ある農業者の所得を確保し、その取り組みを支援するため、規模拡大に対応した加算措置、面的集積に対応した加算措置、環境保全等の取り組みに対する加算措置など、経営努力を反映できる制度を構築すべきである。

また、価格の下落変動に対しては、地域差が生じないように十分検討

されるよう希望する。

(2) 水田利活用自給力向上事業について

新規需要米等については、生産サイドと実需サイドの連携が重要であり、両者の関係構築を支援するとともに、需要の開拓に取り組むべきである。

また、6次産業化推進の観点から、他の作物も含めて自ら加工する場合の取り扱いについて整理する必要がある。

(3) 品目別の戸別所得補償制度の創設

野菜、果樹、畜産、酪農など、米以外の品目の戸別所得補償制度の創設に当たっては、所得の岩盤が見えるような政策を構築するため、既存の経営安定対策や需給安定対策等の拡充により対応することも含めた検討が必要である。そして、その方向性を早急に示すべきである。

4 多様な人材の育成・確保に対する支援

雇用情勢が悪化する中、報道等を通じ農業が雇用の受け皿として注目され、これを機に農業法人の中には優秀な人材を確保しようという動きも見られる。この動きを無駄にしないためには、政府が農業法人を新たな雇用先や就農者確保の場として位置づけ、支援措置を一層拡大する必要がある。

新たな就農を目指す人たちを定着させ、農業の発展を支える担い手とさせるためには、農業法人がそのような人材に対しキャリアアップの道筋を示すことが重要である。新たな時代に対応した農業法人の経営を担う人材、また、農業生産の現場での加工・販売等多角的な経営展開に対応し、異業種と連携した事業展開を担える人材など、キャリアアップの道筋をつけるための育成システムが必要である。具体的には6ヶ月を最低単位とする研修期間を複数回延長できる制度の創設により、畜産や稲作、果樹等の営農類型において柔軟に活用することが可能となる。また、研修施設に対する補助制度等や農業技術検定の活用により、担い手の育成がより一層図られる。

以上のような育成システムは個々の経営が別々に行うのは困難であることから、一定の広がりを持った地域の農業法人が連携することにより実施することが必要で、その取り組みに必要な経費等について政府が支援する措置を講じる必要がある。

5 農産物の輸出促進

農産物の輸出促進は、国内自給率の向上と密接不可分であるうえ、国内農業の体質強化に資する重要な取組である。このため、海外における貿易制度等の把握、市場調査等を進めるとともに、日本産農産物の国際競争力強化に向けた取り組み、知的財産権の保護等について積極的に推進することが必要である。

なお、国内農産物の価格安定等のため、余剰生産物(在庫米等)の輸出促進も検討すべきである。

6 農地の確保・有効利用の促進

農地は限りある経営・生産資源であり、国民に食料を供給するための基礎的な生産基盤であるが、2008年の耕地面積はピーク時(1961年)の7割の462万8千haまで減少し、一方、耕作放棄地は38万6千ha(2005年)に増加している。

この間、農業経営基盤強化促進法等による利用権移動の進展から本州地域内においても50～100haを超える土地利用型農業経営が出現し、こうした大規模土地利用型経営が農地の重要な管理者となるとともに、地域農業の活性化に大きな牽引力を發揮している。

今後、水田が十分に活用され、自給率が向上するためには、引き続き基盤整備及び排水基盤に対する一層の支援が必要である。

昨年には、改正農地法等が施行されたが、農地の確保・有効利用の観点から以下のとおり求める。

(1) 借地による大規模土地利用型農業法人の役割評価と支援

農地の確保・有効利用においては、借地による大規模土地利用型農業法人の役割が大きいにもかかわらず、その評価は低く、経営内容(収支)が唯一判断材料となっている。しかし、これらの大規模土地利用型農業法人(稲作主体)は、営業利益が赤字である場合が多く、各種助成金でようやく黒字というのが実態である。

そのため、これらの大規模土地利用型農業法人を、安定的・継続的に農地を維持管理し、稲、麦、大豆、飼料米等の多様な生産を担う経営体として、適正評価するための基準を設けたうえで再評価することが必要である。その評価部分に対し、農地・水・環境保全向上対策の活用、農地利用集積に対する助成措置の拡充(農業経営基盤強化準備金の積み立て期間の延長、その準備金による建物等の取得)等、その役割を評価した支援措置を講じるべきである。

(2) 農地の面的集積の促進

農地を有効利用し、土地利用型農業の経営の合理化・効率化を図るためには、農地の面的集積をより一層促進することが不可欠である。

個別の経営体が農地を面的に集積することは困難であり、農地の面的集積を促進するためには、今般の農地法等の改正により措置された「農地利用集積円滑化団体」がしっかりと活動を展開し、その機能が発揮されるよう支援する必要がある。

そして、地域の土地利用型農業を担う農業法人等の専門的経営体に農地が集積されるよう政策的な誘導が必要である。

また、地域における農地の面的集積の促進に当たっては、規模拡大意向を有する農地の受け手の意向を面的集積の取り組みに反映させる仕組みを構築するべきである。

7 耕畜連携の推進

耕種農家と畜産農家の連携を強化し、飼料自給率の向上を図るため、長期的な視点で飼料米の反当たり補助金を増額するなど、国産飼料増

産政策を確立し、耕畜連携による相互の経営発展を支援するべきである。また、このことは耕作放棄地の解消・有効利用対策の一方策としても位置付けるべきである。

8. 地域における農業振興について

(1) 農業を軸にした地域づくり

農業法人が主に経営を行っている農村を含めた地域は、過疎や離村など集落崩壊の危機を迎えている。とくに、中山間地域においては、その存続すら危ういとまで言われている。

これを解消するためには、地域における主産業である農業を軸にした地域づくりを進めることが必要である。農業はそれを営む者に利益をもたらすだけでなく地域の活性化をもたらすこととなり、経済的・社会的効果を生み出す。その結果、人（若者等）が農村に定住出来ることとなる。また、地域で活気ある農業が行われることにより、遊休農地の減少はもとより、地域の景観・環境の保全にも役立つことになる。

(2) 中山間地域施策の充実

「中山間地域等直接支払制度」は耕作放棄地や遊休農地の発生防止に効果を発揮しており、中山間地の農業振興にとって生命線とも言える制度である。しかし、急傾斜地の樹園地や畑を耕作する農業者には交付単価の是正を求める意見があり、別途対策を講じるべきである。

また、鳥獣害への対策として、防御及び駆除並びに間接的に山林の維持管理に対しても、より一層の支援を講じられたい。

(3) 都市農業の振興と農用地の保全と有効利用

①都市農業の位置づけの明確化と都市計画制度の見直しについて

都市地域における農業・農用地の位置づけを明確にするとともに、都市計画制度の見直しにあわせ、都市の農用地の保全と有効利用、

都市農業の振興を実現するため、所有・継承等にともなう保有コストを低減する税制上の特例措置も含め、都市の農用地を持続的に保全する制度が必要である。

具体的には、市街化区域外で相続税納税猶予の適用を受けている農地については貸し付けが可能となったが、生産緑地や市街化区域内農地についても同様に貸し付けが可能となるよう措置するべきである。

また、農業経営に必要な農業用施設用地や林地についても保全の対象として検討する必要がある。

② 都市農業振興施策の強化

市街化区域内における国の農業施策の適用拡大等、都市地域においても、他の地域同様専ら農業を営む者、その意欲がある者の経営展開を支え得る措置を講じる必要がある。

以上